

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成31年3月18日に実施した危機管理局の財務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年4月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成30年10月4日から平成31年3月18日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成31年4月12日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>危機管理課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p>ア 非常用発電設備等保守点検業務委託において、仕様書に基づき契約相手方から保守点検業務実施計画書が提出されていたが、保守点検対象機器の設置場所の一部について記載がなかった。また、同委託ほか1件の契約において、仕様書別紙で引用している条例が特定できなかった。</p> <p>イ 防災備蓄品・案内板等維持管理業務委託において、契約書に基づき契約相手方から提出された実施結果報告書について異常箇所の内訳件数等に記載誤りが多数あるにもかかわらず、そのまま受領していた。</p> <p>危機管理課の契約事務に関しては、平成26年5月に実施した定期監査において、契約書の不備や見積書の金額誤りが見られたことから注意事項としたところ、同年6月に「担当職員、副担当職員、財務取扱職員、決裁権者までの確認</p>	<p>平成30年10月4日から平成31年3月18日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>ア 実施計画書に未記載の点検箇所を含めて、全ての非常用発電機等が業務仕様書に基づき点検済みであることを報告書にて改めて確認しました。</p> <p>また、「非常用発電設備等保守点検業務委託」及び「ろ水機保守点検業務委託」について、受注者と協議の上、条例名の特定ができるよう、平成31年1月17日付けで契約書及び仕様書を修正しました。なお、平成31年度以降の契約書につきましても、適正な契約書で契約を締結いたします。</p> <p>イ 5～7月分の点検実施箇所の合計数と点検未実施箇所の合計数について誤りがないことを確認し、平成30年12月20日に異常の有無に関する内訳の箇所数について修正した報告書の再提出を受けました。</p>

を徹底することにより、適正に事務を執行していく」旨の報告を受けていた。しかしながら、同一の業務委託に係る契約事務において、依然として不適切な事例が見られたことは遺憾である。

今後、契約事務の執行に当たっては、改めてその重要性を認識し、関係書類の記載内容を精査・確認するとともに、事務処理方法や確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【危機管理課】

再発防止の取組としては、平成31年4月2日に所属長から所属職員に対し、今回の指摘事例の周知を行うとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、契約書類に記載された規定相互の整合性や、契約書類と受注者が作成する書類との整合性に特に留意して内容の確認を行うよう改めて指示を行いました。また、事例イにつきましては、受注者が作成する「内訳件数表」等の作成に、表計算ソフトの計算機能を用いるよう指導するなど、集計誤りの防止策を講じてまいります。

【危機管理課】